

徳島県環境審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）及び会議録の公開に
関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会において、徳島県情報公開条例
(平成13年3月27日徳島県条例第1号) 第8条各号に定める情報（以下「非公開情
報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は審議会を
公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれが
あると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第3条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」と
いう。）が審議会に諮って決定する。

(審議会開催の周知)

第4条 会長は、審議会開催の日時が決まり次第、記者発表、徳島県のホームページへの
掲載等の適切な方法により遅滞なく公表するものとする。

2 公表の内容は、審議会名、日時、場所、議案名、傍聴申込方法、傍聴者の定員（10名
程度）及びその他必要事項とする。

(傍聴者の決定方法)

第5条 傍聴を希望する者は、指定された日までに、電話又はファクシミリにより、県民
環境部環境首都課（以下「環境首都課」という。）へ申し込むものとする。

2 傍聴申込者が定員を越えた場合は、抽選により決定する。

ただし、傍聴申込者が定員に満たない場合は、審議会当日の口頭での申込みによる傍
聴も認めるものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。
- (2) 審議会における発言に対して批判を加え、可否を表明し又は拍手をしないこと。
- (3) みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) はちまきや腕章等を着用したり、プラカードやのぼりの類を掲げる等の行為をしな
いこと。
- (5) 会長が特に認める場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
- (6) その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、会長は、これを制止し、

その命令に従わないときは退場させることができる。

(報道関係者の傍聴)

第7条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第5条の規定は適用しないものとする。

(会議録の公開)

第8条 審議会の会議録は、次回の審議会に諮った上で、これを公表する。ただし、次回の審議会が長期に開催される見込みのない場合は、会長の判断により公表するものとする。

2 公表の方法は、環境首都課において閲覧に供するとともに、徳島県のホームページに掲載する。

3 第1項の規定にかかわらず、非公開情報に関する会議録については公表しない。

(部会の公開)

第9条 部会及び部会の会議録の公開については、部会長が決定する。

2 部会の公開の手続については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

ただし、部会の傍聴申込み及び会議録の閲覧については、各部会の庶務を担当する次の課又は室とする。

環境政策部会：県民環境部環境首都課

生活環境部会：県民環境部環境管理課

自然環境部会及び鳥獣部会：県民環境部自然環境戦略課

温泉部会：保健福祉部薬務課

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成14年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。